

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大阪瓦斯株式会社		コード	9532
提出日	2022/5/26	異動(予定)日	2022/6/28	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	宮原秀夫	社外取締役	○														○		有
2	村尾和俊	社外取締役	○														○		有
3	来島達夫	社外取締役	○														○		有
4	佐藤友美子	社外取締役	○														○		有
5	八田英二	社外監査役	○														○		有
6	佐々木茂美	社外監査役	○														○		有
7	梨岡英理子	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	当社が定める社外役員の独立性の判断基準(「4. 補足説明」参照)を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断していることから、独立役員に指定しています。
2	該当事項はありません。	当社が定める社外役員の独立性の判断基準(「4. 補足説明」参照)を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断していることから、独立役員に指定しています。
3	該当事項はありません。	当社が定める社外役員の独立性の判断基準(「4. 補足説明」参照)を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断していることから、独立役員に指定しています。
4	該当事項はありません。	当社が定める社外役員の独立性の判断基準(「4. 補足説明」参照)を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断していることから、独立役員に指定しています。
5	該当事項はありません。	当社が定める社外役員の独立性の判断基準(「4. 補足説明」参照)を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断していることから、独立役員に指定しています。
6	該当事項はありません。	当社が定める社外役員の独立性の判断基準(「4. 補足説明」参照)を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断していることから、独立役員に指定しています。
7	該当事項はありません。	当社は、同氏の出身元である株式会社環境管理会計研究所と当社統合報告書等に対する理境面の第三者評価を求めめる業務等の取引関係がりましたが、取引内容(第三者評価等)、取引金額(支払金額100万円程度)、取引関係は終了し今後の取引予定がないことを勘案し、社外役員の独立性に影響はないものと判断しております。その他に、当社は、同氏関係法人とガス使用契約等の取引関係がありますが、その規模は、支払金額が同氏関係法人の連結売上高の2%未満または受取金額が当社連結売上高の2%未満であります。以上のことから、同氏は当社の独立役員として相応しいと判断しており、当社が定める社外役員の独立性の判断基準(「4. 補足説明」参照)を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断していることから、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

当社が定める社外役員の独立性の判断基準は、以下のとおりです。

- 当社または関係会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行取締役、執行役、執行役員または使用人(以下「業務執行者」という。)ではなく、その就任の前10年間に、当社グループの業務執行者でないこと
- 当社を主要な取引先とする者(※1)またはその業務執行者でなく、最近3年間に於いても業務執行者でないこと
- 当社の主要な取引先(※2)またはその業務執行者でなく、最近3年間に於いても業務執行者でないこと
- 当社の主要株主(総議決権の10%以上の議決権を保有している者。以下同じ。)またはその業務執行者でないこと
- 当社が主要株主となっている者の業務執行者でないこと
- 当社から多額(※3)の寄付を受けている者またはその業務執行者でないこと
- 当社から役員報酬以外に多額(※4)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)でなく、当社グループの会計監事でないこと
- 当社の業務執行者が他の会社における社外役員に就いている場合における当該会社またはその親会社若しくは子会社の業務執行者でないこと
- 下記に掲げる者の近親者(配偶者または二親等内の親族)でないこと
 - 現在および最近3年間に於いて、当社グループの取締役、監査役、執行役員またはこれらの者に準ずる地位にある重要な使用人(以下「重要な業務執行者」という。)
 - 上記2. から6. までに掲げる者のうち、重要な業務執行者
 - 上記7. に掲げる者のうち、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者
- その他、上記1. から9. までの事由以外で、当社の一般株主全体と間で恒常的に実質的な利益相反を生じるおそれのないこと

- ※1 支払金額が当該取引先の連結売上高の2%以上
 ※2 受取金額が当社の連結売上高の2%以上、または借入金残高が当社の連結総資産の2%以上
 ※3 過去3年間平均で1千万円超
 ※4 過去3年間平均で1千万円または支払先の団体の総売上高(総収入)の2%に相当する額のいずれか大きい額を超えること

ただし、上記1. から10. までのいずれかの条件を満たさない者であっても、当社の独立役員として相応しい者については、その理由を説明・開示することにより、当社の独立役員とすることができるものとする。

以上の基準は、金融商品取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」にも記載しています。報告書は、当社ウェブサイト(<https://www.daigasgroup.com/ir/library/>)に掲載しています。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員が相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。